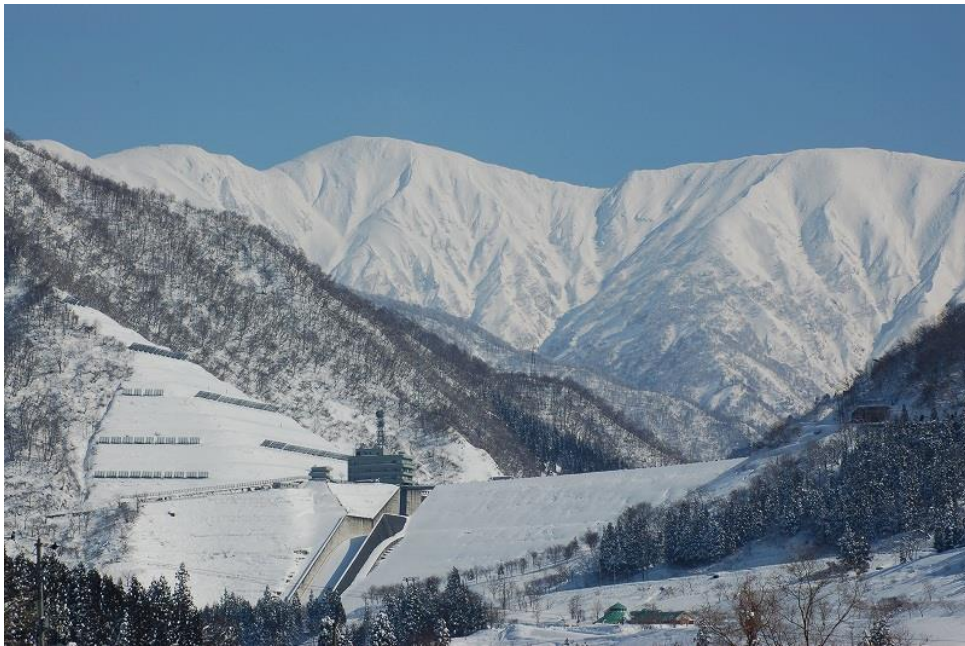


令和6年度

南魚沼市水道事業  
水質検査計画



南魚沼市 上下水道部 水道課

# 令和6年度 南魚沼市水道事業水質検査計画 目次

第1章 基本方針	1
【用語の解説】	2
第2章 水道事業の概要	3
第3章 原水の状況による水質管理上の留意点とその対応	5
第4章 水質検査の採水地点、検査項目、実施頻度	5
第5章 水質事故等への対応	13
第6章 水質検査体制	13
第7章 水質検査計画等の公表と見直し	14



## 第1章 水質検査の基本方針

南魚沼市水道事業が実施する水質検査について水道法令・規則等に基づき水源の状況、原水の水質、水道施設および浄水処理方法などの各条件を検討し、基本方針を以下のとおり定めます。

### (1) 水道法および水道法施行規則に基づき実施する水質検査

#### ① 毎日行う水質検査

各配水区域の給水栓において色・濁りの検査および残留塩素<sup>(注1)</sup>の測定を1日1回実施します。また、味・臭気等の異常についても検査を行います。

#### ② 定期および臨時の水質検査

定期の水質検査は、水道水が水質基準<sup>(注2)</sup>に適合していることを確認するために、各配水区域の給水栓で毎月1回実施します。また、水道水の原水についても、水質基準項目のうち必要な検査を実施します。畔地浄水場原水(三国川より取水)では毎月、それ以外の原水については年1回検査を実施します。臨時の水質検査は、事故その他の理由により供給する水道水が水質基準に適合しないおそれのある場合に実施します。

#### ③ 検査機関の選定

水質検査には高度な検査機器と技術を要するため水道法第20条に基づき国の登録を受けた水質検査機関へ委託します。水質検査機関の選定は、検査精度および緊急時の体制、経済性等を考慮し行います。毎日検査は、特別な技術等は必要としないため、公益社団法人 南魚沼シルバー人材センターおよび個人へ委託します。

### (2) 水道課で検査を行う必要があると判断した項目

#### ① 水質管理目標設定項目<sup>(注3)</sup>

水質管理目標設定項目のうち水質の維持管理上必要と判断される項目について検査を実施します。このなかで、農薬類の検査項目選定は、農薬販売実績に基づいて検討し、汚染の可能性のある項目について実施します。

#### ② クリプトスポリジウム等<sup>(注4)</sup>

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づきクリプトスポリジウム等監視のため、各原水において過去の検査結果により必要とする頻度でクリプトスポリジウム指標菌<sup>(注5)</sup>検査およびクリプトスポリジウム等の原虫検査を実施します。また、原虫検査は、必要により給水栓水においても実施します。

#### ③ 原水、水源調査項目

畔地浄水場の取水口原水および三国川ダム貯留水、ダム流入河川の水質について必要な項目を年1回実施し、水源水質状況の変化を監視します。

※ 下線付きの用語は、次ページに解説を載せています。

## 【用語の解説】

### (注1) 残留塩素

水道水に含まれている塩素のことです。水道水は、細菌の繁殖を防ぐため塩素を使用して消毒を行っており給水栓（蛇口）での残留塩素の量は、水道法施行規則により遊離残留塩素の形態で通常0.1 (mg/l) 以上、病原生物等による汚染のおそれのある場合は0.2 (mg/l) 以上と定められています。

### (注2) 水質基準

水道法に基づき厚生労働省が定めたもので、飲用に適する水としての水質基準として現在51項目が設定されており、項目により検査の回数等も定められています。

### (注3) 水質管理目標設定項目

現在は水道水中で高い濃度で検出されてはいませんが、今後検出される可能性のある項目、監視を継続する必要がある項目や、より質の高い水道水を目指すために必要な項目が定められています。26項目が設定されており、農薬類を含め検査を行う必要があると認められる項目について検査を実施しています。

### (注4) クリプトスポリジウム等

寄生性の原生動物で原虫とも呼ばれ哺乳動物や鳥類の腸管に寄生する性質を持っています。クリプトスポリジウムは、大きさ4~6 $\mu$ m (1 $\mu$ mとは1mmの千分の1) ほどで、ほかに大きさ10~15 $\mu$ mのジアルジアと呼ばれるものが知られています。

平成8年に国内でクリプトスポリジウム感染症の集団発生があり、広く知られるようになりました。ヒトに感染した場合、健康体であれば1週間程度の下痢、腹痛などの症状となりますが、生命に関わる病気ではありません。ただし、ガン治療やHIV感染により免疫不全となっている方では深刻な症状となる場合があります。

宿主の腸管から外界へ排出されるときはオーシストと呼ばれるカプセルをかぶっているため通常の塩素消毒では不活化（不活化とは、細菌等が増殖できないようにすること）できません。

畔地浄水場では、ろ過処理によりクリプトスポリジウム等の除去が可能となっており、日常の運転管理としてろ過水の濁度が0.1度以下であることを監視し、浄水の安全を確認しています。このほかの対策として一定の波長の紫外線を当てるとクリプトスポリジウム等を不活化することができるため紫外線照射処理施設を後山配水池に導入しています。

### (注5) クリプトスポリジウム指標菌

クリプトスポリジウム等の原虫は、直接検出することがむずかしいため通常の検査ではクリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）と呼ばれる細菌2種類の検査を直接検出に変えて実施しています。クリプトスポリジウム指標菌が検出された原水には、クリプトスポリジウム等の原虫により汚染されている可能性が高いことからその指標として用いられています。

## 第2章 水道事業の概要

平成17年10月1日に旧南魚沼市と旧塩沢町が合併し、新南魚沼市が誕生しました。それと同時に魚沼地域広域水道企業団(用水供給事業)は解散し、施設は新市水道事業へ引き継がれることとなり、旧塩沢町の水道事業も新市水道事業へ統合され新たな南魚沼市水道事業として1上水道4簡易水道の体制となりました。

また、平成21年4月1日からは市内4箇所あった簡易水道をすべて上水道へ統合し上水道1事業となりました。三国川ダムからの放流水を水源とした畔地浄水場で浄水処理を行い、旧簡易水道区域等を除き市内の大部分に給水を行っています。

【表-1】上水道の水源と浄水方法（令和5年3月現在） ※塩素消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用

水源の名称	水源種類 か所数	浄水方法	浄水施設名	給水している地区
三国川ダム	表流水(1)	急速ろ過＋ 塩素消毒	畔地浄水場	下記地区を除く市内全域
小川水源	湧水(1)	塩素消毒	小川ハイランド <sup>®</sup> 高区 配水池	小川地区別荘地(小川ハイランド)
藤原水源	湧水(2)	塩素消毒	藤原配水池	野際・下薬師堂・藤原・妙音寺・長森・長森新田の一部・上原・池田原の各地区
法音寺水源	湧水(1)	塩素消毒	法音寺配水池	法音寺地区
荒山水源	深井戸(1)	塩素消毒	島ポンプ場	荒山・桐沢・大倉(一部)・堂島新田・荒金(一部)の各地区
蟹沢水源	湧水(1)	塩素消毒	蟹沢配水池	蟹沢新田地区・長崎地区(一部)
舞子水源	湧水(1)	塩素消毒	舞子第1減圧槽	舞子スノーリゾートスキー場内
上ノ平水源	湧水(1)	塩素消毒	上ノ平配水池	上ノ平地区
後山水源	湧水(2)	紫外線処理＋ 塩素消毒	後山配水池	後山地区(旧簡易水道)、クリプトス ポリジウム対策のため紫外線処理
辻又水源	湧水(2)	塩素消毒	辻又配水池	辻又地区(旧簡易水道)
栃窪水源	湧水(1) 横井戸(3)	塩素消毒	栃窪配水池	栃窪・岩之下地区(旧簡易水道)
清水水源	湧水(1)	ろ過装置＋ 塩素消毒	清水配水池	清水地区(旧簡易水道)、クリプトス ポリジウム対策のためろ過処理

【表-2】 畔地浄水場の概要

浄水場名	畔地浄水場
所在地	新潟県 南魚沼市 畔地 315 番地
敷地面積	52,372m <sup>2</sup>
原水の種類	表流水（三国川ダム放流水）
1日最大取水量	38,000m <sup>3</sup>
1日最大送水量	34,400m <sup>3</sup>
浄水処理方法	急速ろ過方式
凝集剤 アルカリ剤 消毒剤	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム



(畔地浄水場 管理棟)



(畔地浄水場 沈殿池)

【表-3】 令和4年度末の給水状況

水道事業名	計画値		令和4年度実績値 (水道統計数値)	
	計画給水人口	計画日最大給水量	給水人口	日最大給水量
南魚沼市水道事業	55,000人	25,100m <sup>3</sup>	52,160人	24,293m <sup>3</sup>



(後山配水池紫外線装置)



(畔地浄水場全景)

### 第3章 原水の状況による水質管理上の留意点とその対応

各水源の原水状況その他の条件による水質管理上の留意点および対応を下の【表-4】に記載しています。また、令和2年3月に各水源の特性に対応した「水安全計画」を作成し、市ウェブサイトの水道ページに公開しています。

【表-4】水質管理上の留意点とその対応

水源の種類	原水の状況	浄水過程による対応	配水過程の状況と対応
三国川ダム 放流水	① 集中豪雨による浄水処理困難となる濁度の上昇 ② 浄水場取水口上流での油類の流入 ③ クリプトスポリジウム等の病原微生物混入 ④ 放射性物質(福島原発事故由来) ⑤ 有害物質の流入	① 濁度監視と高濁度では取水の一時停止 ② 臭気検査、油膜監視装置の設置、緊急時の臭気処理として粉末活性炭注入 ③ 高感度濁度計による過水濁度の監視 ④ 原水・浄水および脱水汚泥の放射性物質検査 ⑤ 魚類水槽の監視	① 夏季の水温上昇により配水管末の水質劣化(pH値の上昇、残留塩素の低下) ↓ 水質悪化が認められる配水管末では管理排水を実施 ② 铸铁管内面に塗布されているコーティング剤(シールコート)のはく離による異物排出 ↓ 配水管洗浄工法の施工、夜間洗管作業の実施
各所湧水水源	① クリプトスポリジウム等の病原微生物混入 ② 地質由来の無機物質、重金属	① 紫外線照射施設設置(後山配水池)、クリプトスポリジウム指標菌・原虫検査の実施、対策設備の整備 ② 過去の検出データにより検査頻度を決定し、濃度を監視	
深井戸水源 (荒山水源)	①地質由来の無機物質	①過去の検出データにより検査頻度を決定し、濃度監視	

### 第4章 水質検査の採水地点、検査項目、実施頻度

定期に行う水質検査の実施内容と採水地点一覧表と位置図、定期水質検査項目一覧表および水質検査頻度集計表を次ページ以降に示します。

#### (1) 採水地点の選定

- 検査を行う水道水の採水地点は、各配水池の配水区域等を考慮して供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することのできる配水管の管末にあたる地点としています。

- 原則として配水区域ごとに管末となる地区の公共施設等を選定しています。【表-5】定期水質検査 採水地点一覧表に配水池の名称とその配水区域に対応する採水地点名を載せています。また、位置図として各地点の番号を【図-1】定期水質検査 採水地点位置図に示しています。

## (2) 水質検査の項目と頻度

- 水質検査項目と頻度については、水質検査計画の基本方針に基づき水質基準51項目のほか水源の条件等により必要となる検査を追加して実施します。
- 各検査地点での検査内容の詳細は、【表-6】水質検査項目表、【表-7】水質検査頻度集計表に記載しています。

## (3) 定期水質検査の省略に関する要件

- 過去3年間において、水源の種別、取水地点、浄水処理方法を変更していないこと。
- 水源の状況から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められること。
- 上記の条件を満たした上で、過去3年間における検査結果の最大値が水質基準値に対して1/5以下である場合は、1年に1回以上まで検査頻度を省略できます。また、過去3年間における検査結果の最大値が水質基準値の1/10以下である場合は、3年に1回以上まで検査頻度を省略できます。(3年に1回まで検査頻度を省略できる項目についても、変動を確認するため1年に1回の検査を実施しています。)
- 令和2年度に六価クロム化合物の基準値が改正となり3年間検出状況を確認した結果、検出しないことから令和5年度より省略することが可能となったため、21項目の検査を行います。

## (4) 臨時の水質検査

- ダムや河川での水質事故等により、原水水質が著しく悪化したとき
  - 浄水処理の過程で異常があったとき
  - 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
  - 給水栓の水質に異常があったとき
- 上記のような状況になり、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、必要と認められる水質基準項目および水質基準全項目について臨時の水質検査を実施します。

## (5) 原水の水質検査

- 畔地浄水場の原水および各湧水水源、深井戸水源について1年1回原水について水質基準のうち原水に関係する全項目(39項目)の検査を実施します。
- 水源の条件によりクリプトスポリジウム指標菌、農薬等の検査を追加して実施しています。検査項目の詳細は、【表-6】水質検査項目表に記載しています。
- PFOS及びPFOAについて全国各地の原水から検出されていることから、検査の義務はありませんが定期的に検査を行います。






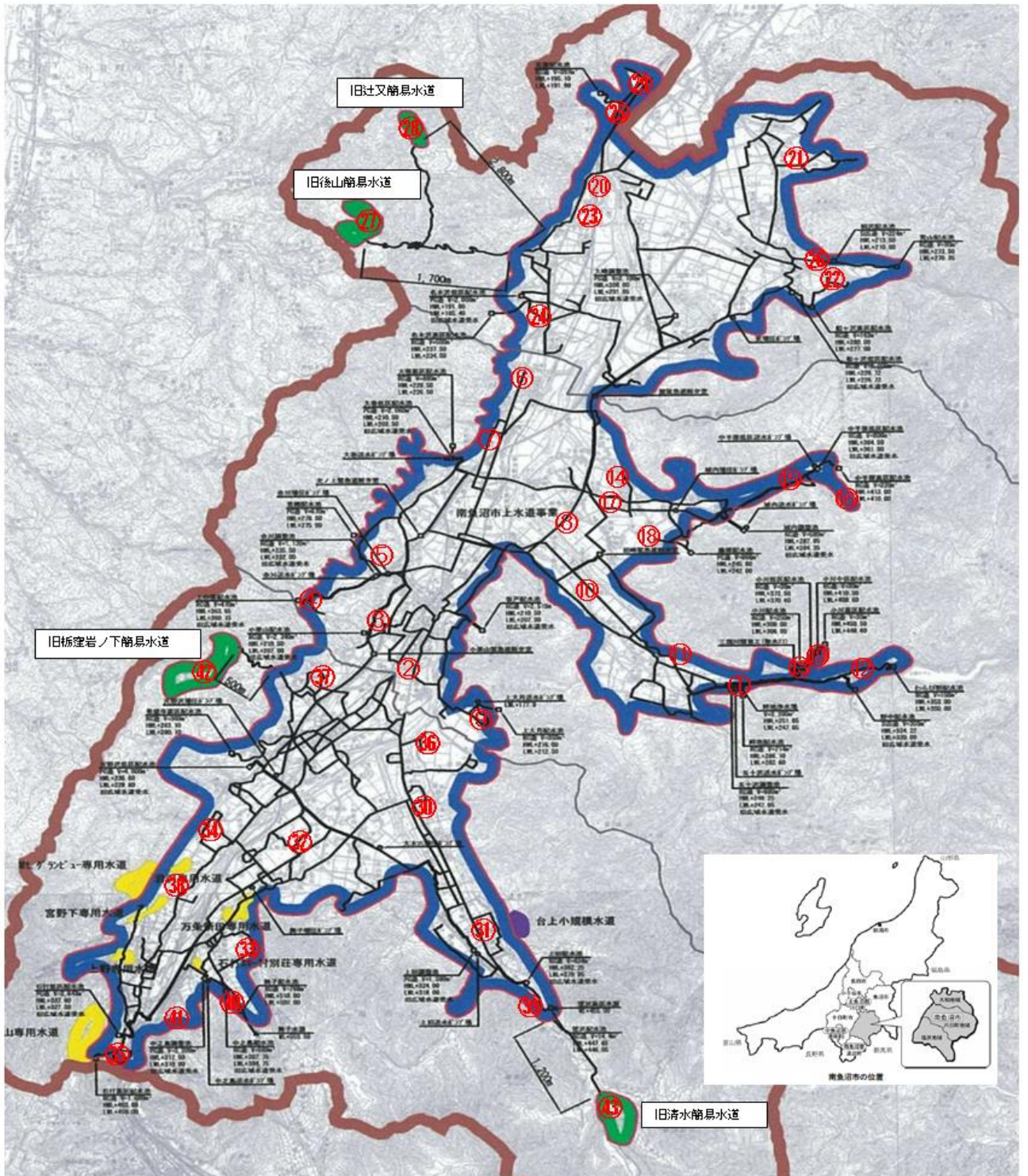
【表-5】定期水質検査 採水地点一覧表

地区	番号	検査成績書記載名称	採水地点	検査種別	採水区分	備考
	1	畔地浄水場（原水・浄水）	浄水場理化学試験室	原水・浄水	直営	
六日町地区	2	小栗山配水池（西泉田）	西泉田	給水栓	委託	事業所
	3	余川調整池（小栗山）	小栗山	給水栓	委託	事業所
	4	上ノ原配水池（上ノ原）	小栗山	給水栓	委託	事業所
	5	君婦配水池（北田中）	北田中	給水栓	委託	事業所
	6	大巻低区（五日町）	五日町保育園	給水栓	委託	
	7	大巻高区（四十日）	四十日保育園	給水栓	委託	
	8	坂戸配水池（新堀新田）	あおば保育園	給水栓	委託	
	9	上大月配水池（大月）	大月	給水栓	委託	事業所
	10	五十沢調整池（田崎）	田崎	給水栓	委託	事業所
	11	畔地配水池（畔地新田）	畔地新田	給水栓	委託	事業所
	12	野中配水池（野中）	野中	給水栓	委託	事業所
	13	小川配水池（小川）	小川	給水栓	委託	個人宅
	14	城内調整池（下出浦）	下出浦	給水栓	委託	個人宅
	15	中手原低区（山口）	山口	給水栓	委託	事業所
	16	中手原高区（広堀）	広堀	給水栓	委託	個人宅
	17	藤原配水池（長森）	長森	給水栓	委託	事業所
	18	法音寺配水池（法音寺）	法音寺	給水栓	委託	個人宅
	19	小川ハイランド低区	排泥管	給水栓	委託	冬期休止施設（12～4月）
	大和地区	20	大崎調整池（川原町）	下水道中継ポンプ場	給水栓	委託
21		船ヶ沢低区（雷土）	雷土	給水栓	委託	個人宅
22		船ヶ沢高区（大倉）	大倉	給水栓	委託	事業所
23		名木沢低区（本町）	本町おくにじまん会館	給水栓	委託	
24		名木沢高区（市野江甲）	市野江甲	給水栓	委託	個人宅
25		五箇配水池（五箇）	五箇	給水栓	委託	個人宅
26		荒山配水池（荒金）	荒金	給水栓	委託	個人宅
27		後山配水池（後山）	後山教員住宅	給水栓	委託	
28		辻又配水池（辻又）	辻又	給水栓	委託	個人宅
29		境川配水池	八色駅トイレ	給水栓	委託	冬期休止施設（12～4月）
塩沢地区	30	上田調整池（上田）	うえだ保育園	給水栓	委託	
	31	上田配水池（上田）	長崎	給水栓	委託	事業所
	32	中之島調整池（五郎丸）	五郎丸	給水栓	委託	事業所
	33	中之島配水池（大原）	大原	給水栓	委託	個人宅
	34	石打低区（大沢）	大沢	給水栓	委託	個人宅
	35	石打高区（石打）	石打	給水栓	委託	事業所
	36	塩沢低区（三郎丸）	三郎丸	給水栓	委託	個人宅
	37	塩沢高区（思川）	思川	給水栓	委託	個人宅
	38	君沢配水池（君沢）	君沢	給水栓	委託	個人宅
	39	蟹沢配水池（蟹沢）	蟹沢	給水栓	委託	個人宅
	40	舞子配水池（中之島）	中之島配水池	給水栓	委託	
	41	上ノ平配水池（石打）	石打	給水栓	委託	個人宅
	42	栃窪配水池（栃窪）	栃窪下水処理場	給水栓	委託	
	43	清水配水池（清水）	清水	給水栓	委託	個人宅
採水箇所合計			浄水場1か所、給水栓42か所			

【図-1】定期水質検査 採水地点位置図

凡例

南魚沼市行政区域	
上水道区域(旧簡易水道除く)	
旧簡水区域(上水道統合)	



【表-6】水質検査項目表

番号	(1) 水質基準項目	水質基準値	標準検査頻度	浄水・給水検査(項目数)					原水検査(項目数)				備考	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
				(51)	(49)	(21)	(11)	(9)	(39)	(37)	(10)	(8)		
健康に関する項目	1 一般細菌	検水1mL、100以下	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	病原生物指標
	2 大腸菌	検出されないこと	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			無機物質・重金属 (消毒副生成物含む)
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	8 六価クロム化合物(基準値改正)	0.02mg/L以下	1回/3月	○	○					○	○			
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1回/3月	○	○	○				○	○			
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			一般有機化学物質
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			
	21 塩素酸	0.6mg/L以下	1回/3月	○	○	○								消毒副生成物
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	1回/3月	○	○	○								
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			着色	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○				
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			味覚	
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○				
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			着色	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○				
38 塩化物イオン	200mg/L以下	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	味覚	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○				
40 蒸発残留物	500mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			味覚	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○				
42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下	1回/1月	○			○			○		○		カビ臭、夏季	
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	1回/1月	○			○			○		○			
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○			発泡	
45 フェノール類	0.005mg/L以下	1回/1年	○	○					○	○				
46 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	味覚	
47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48 味	異常でないこと	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基礎的性状	
49 臭気	異常でないこと	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50 色度	5度以下	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51 濁度	2度以下	1回/1月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 原水項目の斜線を引いた項目は、原水のため検査を要しない項目です。

項目番号	(2) クリプトスポリジウム 指標菌項目	備考
指標 1	大腸菌	
指標 2	嫌気性芽胞菌	

項目番号	(3) 原虫項目	備考
原虫 1	クリプトスポリジウム及び ジアルジア	原虫 2 項目

項目番号	(4) 毎月・年 4 回追加項目	備考	
追加 1	ヒ素及びその化合物	藤原配水池 荒山配水池	11 3
追加 2	フッ素及びその化合物	荒山配水池	3
追加 3	鉛及びその化合物	小栗山配水池 坂戸配水池 藤原配水池 法音寺配水池 後山配水池 蟹沢配水池 栃窪配水池 上ノ平配水池 清水配水池	3

項目番号	(5) 水質管理目標設定項目	備考
目標 1	No.14 抱水クロラール	消毒副生成物
目標 2	No.27 腐食性(ランゲリア指数)	
目標 3	No.28 従属栄養細菌	水道施設の清浄度 の程度を示す指標

項目番号	(6) 農薬項目	備考
農薬 1	シハロホップチル (除草剤)	5月検査
農薬 2	プロペナゾール (殺菌剤)	5月検査
農薬 3	ブロモブチド (除草剤)	5月検査
農薬 4	ピラクロニル (除草剤)	5月検査

項目番号	(7) 畔地浄水場 原水調査項目	備考
原水 1	全窒素	
原水 2	全リン	
原水 3	リン酸イオン	
原水 4	生物化学的酸素要求量	
原水 5	化学的酸素要求量	
原水 6	紫外線吸光度	
原水 7	トリハロメタン生成能	
原水 8	浮遊物質量	
原水 9	侵食性遊離炭酸	
原水 10	溶存酸素	
原水 11	原虫類	原虫 2 項目

項目番号	(8) 水質管理目標設定項目	備考
水源 1	カドミウム及びその化合物	
水源 2	水銀及びその化合物	
水源 3	セレン及びその化合物	
水源 4	鉛及びその化合物	
水源 5	ヒ素及びその化合物	
水源 6	六価クロム化合物	
水源 7	亜鉛及びその化合物	
水源 8	アルミニウム及びその化合物	
水源 9	鉄及びその化合物	
水源 10	銅及びその化合物	
水源 11	ナトリウム及びその化合物	
水源 12	マンガン及びその化合物	
水源 13	pH値	
水源 14	色度	
水源 15	濁度	

※ 項目番号は、検査項目の区別を行いやすくするために水道課で独自に番号を付けています。

#### ・令和 6 年度 検査対象農薬

検査の対象とする農薬は、市内の販売量をもとに検出の可能性が高い物質を選定し、それぞれの農薬の散布時期に実施します。検査対象は、水源域の状況から検査の必要があると判断した畔地浄水場の原水、浄水および後山水源の原水とします。

【表-7】水質検査頻度集計表

(1) 浄水および給水栓検査予定回数

No.	検査地点	採水委託		浄水・給水栓検査(項目数)					ヒ素及びその化合物	フッ素及びその化合物	鉛及びその化合物	7ルニコウム及びその化合物	※原虫類2項目
		(4~11月)	(12~3月)	①	②	③	④	⑤					
				(51)	(49)	(21)	(11)	(9)					
1	畔地浄水場 浄水			1	3		2	6					
2	小栗山配水池	8	4	1		3		8		3			
3	余川調整池	8	4	1		3		8					
4	上ノ原配水池	8	4	1		3		8					
5	君婦配水池	8	4	1		3		8					
6	大巻低区配水池	8	4	1		3		8					
7	大巻高区配水池	8	4	1		3		8					
8	坂戸配水池	8	4	1		3		8		3			
9	上大月配水池	8	4	1		3		8					
10	五十沢調整池	8	4	1		3		8			3		
11	畔地配水池	8	4	1		3		8					
12	野中配水池	8	4	1		3		8					
13	小川配水池	8	4	1		3		8					
14	城内調整池	8	4	1		3		8					
15	中手原低区配水池	8	4	1		3		8					
16	中手原高区配水池	8	4	1		3		8					
17	藤原配水池	8	4	1		3		8	11	3			3
18	法音寺配水池	8	4	1		3		8	3	3			
19	小川ハイランド配水池(冬期休止)	8		1		2		6					
20	大崎調整池	8	4	1		3		8					
21	船ヶ沢低区配水池	8	4	1		3		8					
22	船ヶ沢高区配水池	8	4	1		3		8					
23	名木沢低区配水池	8	4	1		3		8					
24	名木沢高区配水池	8	4	1		3		8					
25	五箇配水池	8	4	1		3		8					
26	荒山配水池	8	4	1		3		8	3	3			
27	後山配水池	8	4	1		3		8		3			
28	辻又配水池	8	4	1		3		8					3
29	境川配水池(予備)	7		1		1		5					
30	上田調整池	8	4	1		3		8					
31	上田配水池	8	4	1		3		8	3				
32	中之島調整池	8	4	1		3		8					
33	中之島配水池	8	4	1		3		8					
34	石打低区配水池	8	4	1		3		8				3	
35	石打高区配水池	8	4	1		3		8					
36	塩沢低区配水池	8	4	1		3		8					
37	塩沢高区配水池	8	4	1		3		8					
38	君沢配水池(予備)	8	4	1		3		8					
39	蟹沢配水池	8	4	1		3		8			3		
40	舞子配水池	8	4	1		3		8					
41	上ノ平配水池	8	4	1		3		8			3		3
42	栃窪配水池	8	4	1		3		8			3		
43	清水配水池	8	4	1		3		8			3	3	
合 計		335	160	43	3	123	2	337	20	3	27	9	9

※原水指標菌検査において冬期間積雪により原水が採水できないときは、給水栓水により原虫検査を行う。

(2) 原水および緊急水源検査予定回数

No.	検査地点	採水委託		原水検査(項目数)				※ 指標菌 2項目	※ 原虫類 2項目	PFOS 及び PFOA	クリプトスピリジウム 等の対策レベル (○対策済み)
				⑥	⑦	⑧	⑨				
		(4~11月)	(12~3月)	(39)	(37)	(10)	(8)				
1	畔地浄水場原水			1	3	2	6	12	4		○レベル4
2	藤原原水	8	4	1				12	4		レベル3
3	法音寺原水	8	4	1				4			レベル2
4	小川ハイランド原水	8		1				8	3		レベル3
5	荒山原水			1				4		1	レベル2
6	蟹沢原水	2	2	1				4	1		レベル2
7	見越(舞子)原水	2	2	1				4	1		レベル2
8	上ノ平原水			1				12	4		レベル3
9	後山原水			1				4	必要時		○レベル3
10	辻又原水			1				12	4		レベル3
11	栃窪原水①			1				4			レベル2
12	栃窪原水②			1				4			レベル2
13	君沢原水(予備)			1				4			レベル2
14	清水原水	8	4	1				4	必要時		○レベル3
15	境川水源(予備)			1				1	1		レベル3
16	上田水源(予備)			3				3			レベル2
17	天野沢緊急水源			1				3			レベル2
18	田崎緊急水源			1				3		1	レベル2
19	藪神緊急水源			1				3			レベル2
20	畔地緊急水源			1				3			レベル2
21	後山緊急水源			3				3		1	レベル2
22	上田非常用水源			3				3		1	レベル2
合計		36	16	28	3	2	6	114	22	4	

・クリプトスピリジウム等の対策レベルについて

レベル1: 被圧地下水(深層地下水)のみを水源として指標菌が検出されない水源で3年に1回井戸内部検査が必要とされ、内部検査要件が満たせない場合はレベル2として取扱う(深井戸水源)

レベル2: 被圧地下水以外で地表水の混入がなく、指標菌が検出されない水源(湧水水源)

レベル3: 被圧地下水以外で指標菌の検出があった水源(湧水水源)

レベル4: 地表水で指標菌の検出があった水源(河川水水源)

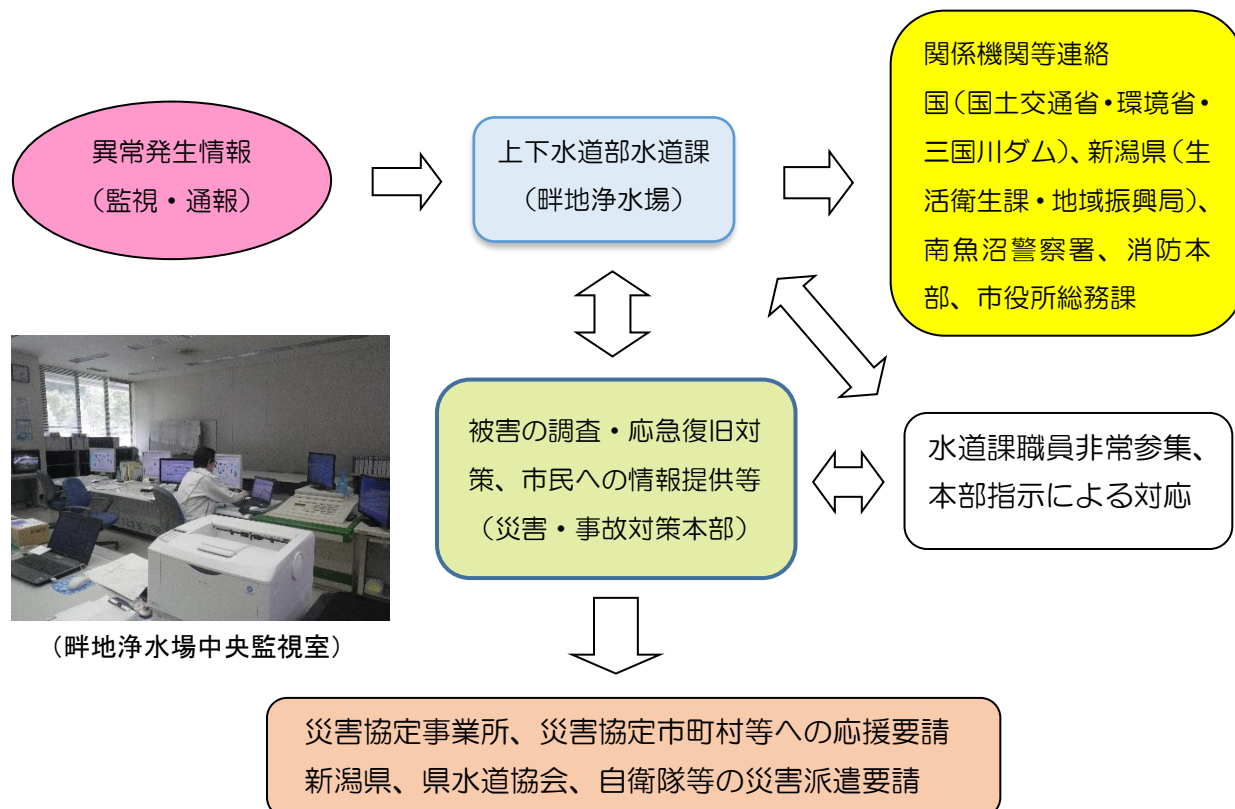
(3) その他検査予定回数

No.	検査地点	採水委託		管理 目標	農薬類 検体数	原水 調査	水源 調査	排水 検査	放射性 物質	建築一 般検査
		(4~11月)	(12~3月)							
1	畔地浄水場原水				4	1			4	
2	畔地浄水場浄水			4	4				4	
3	畔地浄水場給水栓									1
4	畔地浄水場排水							5		
5	畔地浄水場脱水汚泥								12	
6	石打低区配水池	給水	給水	4						
7	三国川表流水						1			
8	黒又沢表流水						1			
9	下津川表流水						1			
10	三国川ダム表流水						1			
11	後山原水	2			4					
合計		2	0	8	12	1	4	5	20	1

## 第5章 水質事故等への対応

畔地浄水場では、原水として河川表流水を取水しているため取水口上流で河川の水質に影響を与えるような自然現象や事故が発生した場合、直ちに浄水処理の支障となります。大規模な自然災害、または水質に関する事故の発生では対策本部を立上げ応急復旧をはじめ市民の皆様への情報提供、災害派遣要請等を行い迅速な対応を行います。

### ・大規模な異常事態発生時の連絡体制



## 第6章 水質検査体制

水質検査の結果は、水道水の品質を証明するものです。しかし、正しい検査が行われていなければ、その信頼性は失われてしまいます。従って信頼性の確保には、適切な精度管理の実施が不可欠となります。

南魚沼市では水質検査を外部の検査機関に委託していることから、委託者に対して精度管理計画書等の提出を求めています。南魚沼市ではその結果を確認し、精度管理状況の把握を行います。

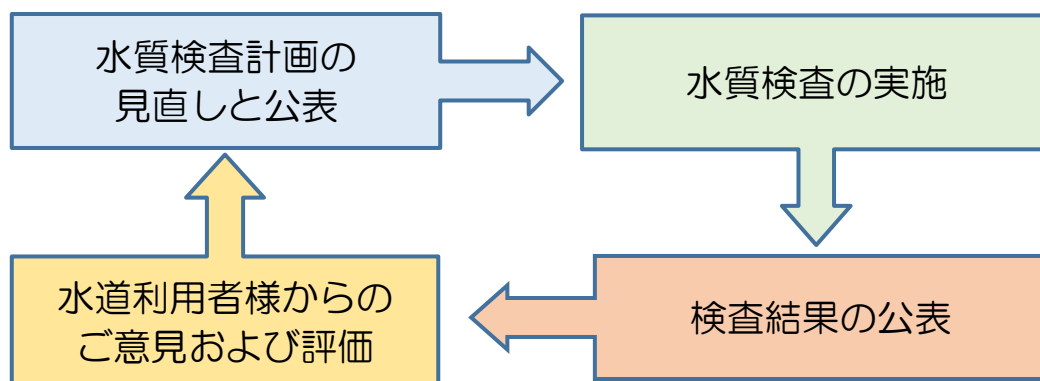
### ・検査機関の選定

定期水質検査委託者の選定にあたっては、検査単価だけでなく検査結果の信頼性や緊急時の検査体制についても調査を行い、公益社団法人 日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所 (水道G L P) 等を取得している検査機関に委託を行います。

## 第7章 水質検査計画等の公表と見直し

安心して水道をご利用いただくために水質検査結果については、市公式ウェブサイトにより随時公表します。また、南魚沼市水質検査計画についても市公式ウェブサイトにより公表します。

### ・水質検査計画、水質検査結果の公表と見直しイメージ



この水質検査計画について、ご利用者様のご意見をお寄せ下さい。今後の水質検査計画作成の参考にさせていただきます。

お問い合わせ先 南魚沼市役所 上下水道部水道課  
〒 949-6746  
新潟県 南魚沼市 畔地 315 番地 (水道事務所)  
TEL 025-774-3141 FAX 025-774-3145  
E-Mail s-koumu@city.minamiuonuma.lg.jp